## 令和4年度

## 不納欠損額の内訳

厚生労働省所管 労働保険特別会計(雇用勘定)

(単位:百万円)

F- ()			本年度発生債権分 前年度以前発生債権分			(単位:日 <i>万円)</i> <b>計</b> (共大)		
	区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額	備考
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)		_	_	5	1	5	1	返納金債権:1
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)		_	_	619	334	619	334	返納金債権:289
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)		1	0	16	9	17	9	返納金債権:5
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)		7	3	108	112	115	116	
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み)	6	0	89	43	95	43	返納金債権:42
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	1	3	6	20	7	24	返納金債権:20
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み)	_	_	2	1	2	1	返納金債権:1
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定によ り債務者が免責)	_	_	11	46	11	46	返納金債権:46
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定)							

令和5年度

## 不納欠損額の内訳

厚生労働省所管 労働保険特別会計(雇用勘定)

(単位:百万円)

■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■							(単位:白力円)		
区分		<u> </u>	<u> </u>	削年度以削 件数	<u> </u>	件数	金額	備考	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの(免除)			业. IIX	5	·	5		損害賠償金債権:1 返納金債権:1	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)		1	0	538	325	539	325	返納金債権:243 損害賠償金債権:82	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)		_		27	11	27	11	返納金債権:6 損害賠償金債権:5	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)		2	9	112	240	114	250		
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、 かつ、援用の見込み)	_	_	13	15	13	15	返納金債権:15 損害賠償金債権:0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	1	8	74	143	75	151	返納金債権:131 損害賠償金債権:12	
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務に ついて限定承認があった場合において、相続財産の価 額が強制執行費用等を超えない見込み)	_	_	1	0	1	0	返納金債権:0	
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定によ り債務者が免責)	1	1	24	82	25	83	返納金債権:66 損害賠償金債権:15	
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について 法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見 込みがない旨決定)	_	_	_	_	_	_		

## 不納欠損額の内訳

厚生労働省所管 労働保険特別会計(雇用勘定)

(単位:百万円)

							(単位:百万円)		
区分		本年度発			発生債権分		+	備考	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	VII3 3	
	徴収官事務規程 条第1項第1号の規定によるもの(免除)	-	-	6	0	6	0	返納金債権:0	
歳入 第27	徴収官事務規程 条第1項第2号の規定によるもの(消滅時効の完成)	292	3	2, 253	519	2, 545	523	返納金債権:455 損害賠償金債権:35	
	徴収官事務規程 条第1項第3号の規定によるもの(滞納処分の停止)	_	-	10	3	10	3	返納金債権:2 損害賠償金債権:0	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの(みなし消滅)		87	15	1,069	832	1, 156	847	_	
	債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの(消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み)	82	0	943	13	1, 025	13	返納金債権:10 延滞金債権:1	
	債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの(法人の清算が結了)	4	14	82	440	86	455	返納金債権:410 損害賠償金債権:45	
	債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの(債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み)	_	_	_	_	_	_	_	
	債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの(破産法等の規定により 債務者が免責)	1	0	44	378	45	378	返納金債権:318 損害賠償金債権:59	
	債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの(債権の存在について法 律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込 みがない旨決定)	_	_	_	_	_	_	_	